合葬式墓地　使用許可申請時の注意事項について

□埋蔵前であっても、永代使用料を納付後は永代使用料の全額を返金することはできません。

キャンセルされた場合は、次の額を還付することになります。

【焼骨を埋蔵する前】

使用許可日から届出日までの期間	還付額
１年未満	永代使用料の２分の１

【焼骨を埋蔵した後（個別埋蔵施設のみ）】

使用許可日から焼骨引取日までの期間	還付額
１年未満	６０，０００円
１年以上５年未満	４５，０００円
５年以上	３０，０００円

□使用許可後１年以内に埋蔵されない場合は、使用許可を取り消します。この場合は、永代使用料は還付しません。

□合葬式墓地の共同埋蔵施設に埋蔵後は、焼骨をお返しすることは一切できません。

共同埋蔵施設は、多数の焼骨が分別不可能な状態で埋蔵されるためです。

なお、個別埋蔵施設に埋蔵した焼骨についても使用許可から２０年後に共同埋蔵施設に移します。その際に市からご連絡することはありません。

上記、注意事項に関する説明を受け、確かに理解した上で使用許可申請書類を提出します。

年　　月　　日

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿